

明確化するとともに、時間外保育に係る利用料を新たに定めようとするものである。

質疑 公立と民間保育所の延長保育に係る利用料の関係は。

答 市内では、現在5つの民間保育所で延長保育に係る利用料を徴収しており、その料金は最低で15分当たり50円、最高で1回の利用につき200円である。徴収をしていない他の4つの民間保育所においては、公立保育所の利用料を参考に徴収する方向で検討していると伺っている。

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（原案可決）

法令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直し等の改正を行うものである。これにより国民健康保険税の賦課限度額は、後期高齢者支援分を16万円に、介護納付金分を14万円にそれぞれ2万円引き上げ、据え置きとなる医療分51万円を合わせた合計を81万円とするものである。

質疑 今回の賦課限度額の引き上げは、国の法定限度額85万円までの一元化を見据えた引き上げではないのか。

答 平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体に県が加わることを踏まえた激変緩和措置であるとともに、本市国保の厳しい財政運営状況からも更なる歳入確保に努める必要があることから、賦課限度額の引き上げはやむを得ないものと考えている。

補正予算
補正総額
6億406万円余

○平成27年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

9月補正後の諸情勢の変化に伴う各種経費の見直しによる措置に加え、緊急的な対応が必要となる事項について新たに予算措置を行うもので、歳入歳出それぞれ6億406万1千円を追加し、予算総額を274億9040万円とするものである。

歳出の主なものとして、総務費では、基金費において本市にゆかりのある法人からの寄附金を財政調整基金に積み立てるとともに、行政企画費において、人口減少対策として実施している子育て世帯定住促進奨励金の追加措置等。

民生費では、障害者福祉費

の自立支援給付費及び医療費並びに生活保護費の扶助費の追加措置。

教育費では、事務局費において、単価改正により幼稚園就園奨励費補助金の追加措置。これらを賄う財源は普通交付税、国・県支出金、財産収入、寄附金及び繰越金により措置するものである。

質疑 寄附金1億円の使途について、どのような検討をしたのか。

答 福祉や教育など使途を特定の事業に限定せず、本市のために使ってほしいとの寄附者の意向を尊重し、一般寄附として受け入れ、市政全般に有効活用可能な財政調整基金に積み立てを行うものである。

質疑 子育て世帯定住促進奨励金について、制度開始以降、子どもの数はどのくらい増加しているのか。

答 本奨励金制度利用者の子どもの人数は、平成25年度が100人、平成26年度が166人、本年度が12月時点で114人となっており、利用者の増加に伴い、子どもの人数も増加傾向にある。

質疑 障害者福祉費の自立支

援サービス等給付費について、当初予算に対して約35%近い額を補正する理由は何か。

答 障害者福祉サービスの扶助費は、近年制度利用者の純増に伴い急激に上昇している。その要因は、新規申請者の増加、既利用者のサービス追加、サービス提供事業所の増加等の事由に加え、サービスを使いやすい環境が整備されつつある状況やサービス等利用計画策定の義務付けがそれを下支えしている側面もあり、これらの要因が相乗的、複合的に影響していると考える。

質疑 債務負担行為補正の小・中学校英語指導助手付帯業務委託について、委託業務内容はどのようなものか。

答 業務内容は、外国語指導助手採用募集関連の支援業務



として翻訳や通訳、ピザの取得や更新に係るコンサルティング業務等、また、英語教育の理解と技術力向上を図るための研修及び文化や生活習慣の違いと対応方法の研修支援業務等、その他住居関連、急病時や非常事態発生時のサポート業務、習熟度確認のための学校訪問、任期中に欠員が生じた場合の対応等である。

決算
平成26年度
一般会計決算を認定

9月定例会で継続審査とした平成26年度行田市一般会計歳入歳出決算認定は、決算審査特別委員会での審査を経て、12月定例会初日に賛成多数をもって認定したものである。

その他
指定管理者の
指定について

市が所有する公共施設の指定管理に関し、平成27年度末をもって指定管理期間が満了となる行田市商工センターや行田市総合福祉会館、行田市産業文化会館など、各公共施設の特性を考慮し、平成28年度以降の指定管理者について指定するものである。